

大阪の森林再生を目指して

放置森林対策行動計画

平成 19 年8月

平成 22 年1月

大阪府環境農林水産部

みどり・都市環境室 みどり推進課

目 次

| | |
|-----------------|----|
| 第1 行動計画策定の考え方 | 1 |
| 1 策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の期間 | 1 |
| 第2 基本方針 | 2 |
| 第3 基本施策 | 3 |
| 第4 行動目標 | 4 |
| 第5 具体的な取組み | 5 |
| 1 地域指定型対策 | 5 |
| 2 キャラバン型対策 | 7 |
| (1) 森林所有者との対話 | 7 |
| (2) 府民との協働 | 8 |
| 3 放置森林発生防止対策 | 10 |
| 第6 行動計画の進捗状況の検証 | 14 |
| (参考) 相談・連絡先 | 15 |

第1 行動計画策定の考え方

1 策定の趣旨

(1) 目的

- 平成19年3月大阪府森林審議会答申「放置森林に関する新たな森林管理システム」に基づき、森林所有者、府民、ボランティア団体、企業等と行政が協働して放置森林対策に取り組むための具体的な目標や関係者の役割、参画方法をより明確にするもの。

(2) 対象とする森林

- 林齢55年生以下で、過去10年以上間伐などの手入れがされていない、あるいは間伐が遅れて林内が暗く、土壤の流出などが見られる人工林
- タケノコや竹材の採取が行われず、過密になったり、隣接する森林に拡大している竹林

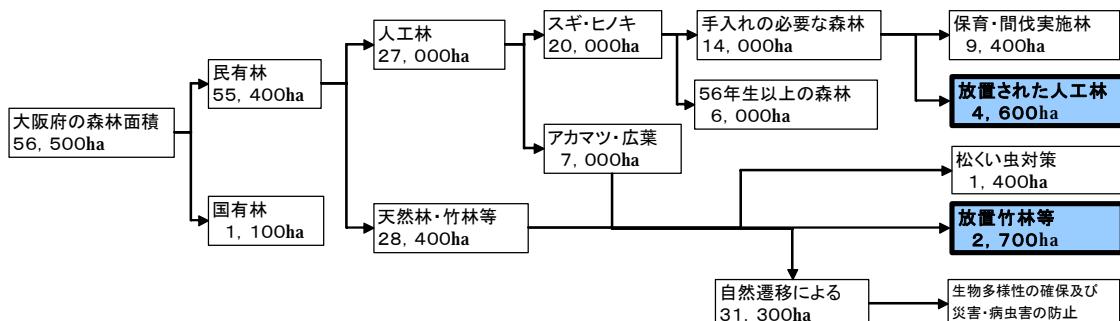


図-1 森林の管理状況



間伐が遅れた森林



竹が侵入した人工林

2 計画の期間

- 平成19年度から平成28年度までの10年間とし、京都議定書の第一約束期間を見据え、平成24年度までの6年間の「前期」と、平成25年度から平成28年度までの4年間の「後期」に区分する。

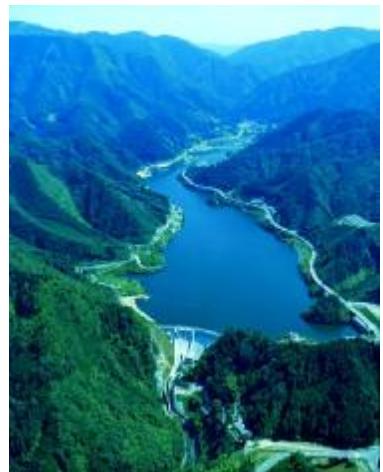
第2 基本方針

未来へ引き継ごう 生命育む大阪の山

目指す森林の姿

① 水を育む森

水を育む機能や土砂の流出・崩壊を防止する働きを期待



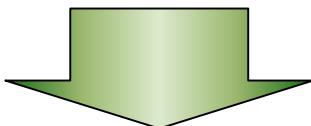
② 地球温暖化防止に貢献する森

森林による二酸化炭素吸収機能の発揮を期待



③ 生物多様性の森

生物の生息環境の保全機能の発揮を期待



展開方向

森林所有者の理解のもと、森林を地域社会の共有財産ととらえ、地域社会全体で支える

多様な樹種で構成される環境林、森林整備と木材利用が一体となった循環林を目指す

第3 基本施策

1 地域指定型対策 『まずは重要なところから』

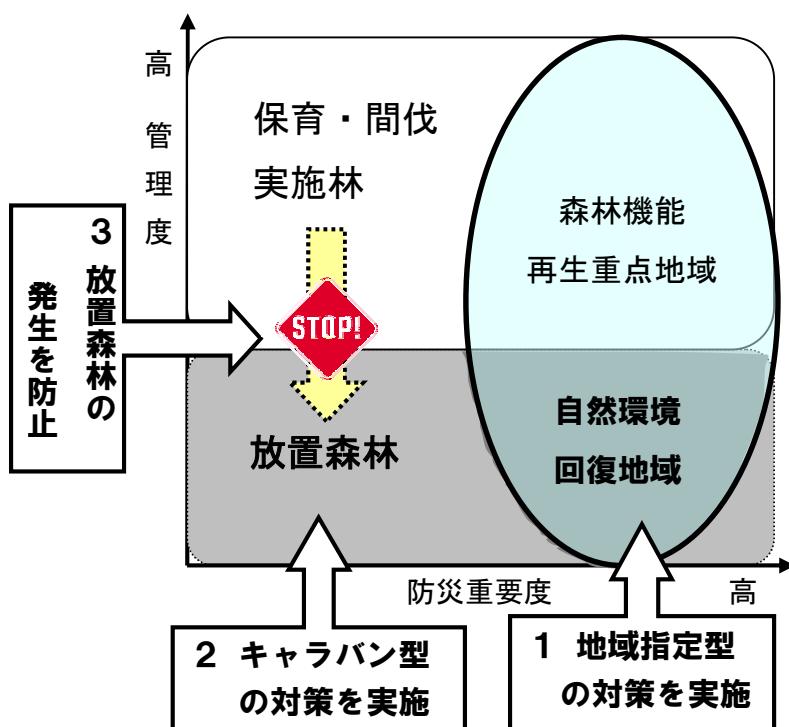
○森林の重要度を考慮し、特に重要な地域については「地域指定型」の対策を展開する。

2 キャラバン^{*1}型対策 『府民みんなで大掃除』

○森林を地域社会全体で支えていくため、放置森林登録制度を創設し、フォレストセイバー隊^{*2}による管理を進める。

3 放置森林発生防止対策 『経営意欲の醸成』

○木材利用を一層拡大し、森林の循環利用を推進することにより、森林所有者の経営意欲を高める。

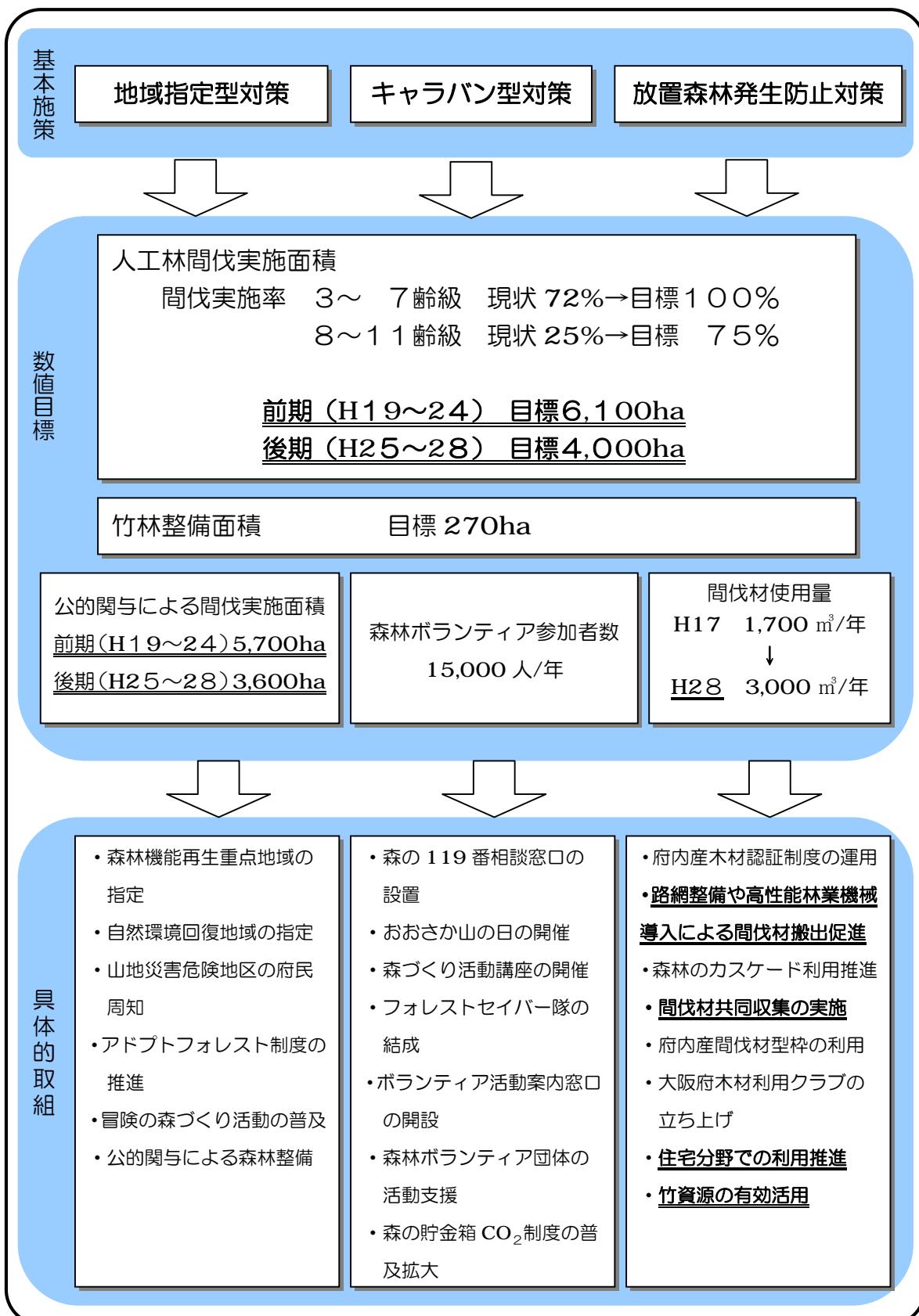


図－2 森林整備システムの全体イメージ

*1 キャラバン…目的達成のため、隊を組んで遠征すること

*2 フォレストセイバー隊…放置された森林の整備を実施するために、NPO やボランティア団体等で結成されたキャラバン隊

第4 行動目標



第5 具体的な取組み

具体的な取組とその対象となる各主体が関連するページ

○がついている項目が対象

| 具体的取組 | 各取組の対象となる主体 | | | | | ページ |
|---------------------------------|-------------|----|----|-----|----|-----|
| | 森林所有者 | 地域 | 府民 | NPO | 企業 | |
| 1 地域指定型対策 | | | | | | |
| 森林機能再生重点地域の指定 | | ○ | | | | 6 |
| 自然環境回復地域の指定 | ○ | | | | | 6 |
| 山地災害危険地区の府民周知 | | | ○ | | | 7 |
| アドプトフォレスト制度 | | | | | ○ | 7 |
| 冒険の森づくり | | | | | ○ | 7 |
| 公的関与による森林整備 | ○ | | | | | 7 |
| 2 キャラバン型対策 | | | | | | |
| 森の119番相談窓口 | ○ | | | | | 8 |
| おおさか山の日 | | ○ | ○ | ○ | | 9 |
| 森づくり活動講座の開催 | | | ○ | ○ | | 9 |
| フォレストセイバー隊の結成 | | | | ○ | | 9 |
| ボランティア活動案内窓口 | | | ○ | | | 10 |
| 森林ボランティア団体の活動支援 | | | | ○ | | 10 |
| 森の貯金箱 CO ₂ | | | | ○ | ○ | 10 |
| 3 放置森林発生防止対策 | | | | | | |
| 府内産木材認証制度 | | | | | ○ | 11 |
| <u>路網整備や高性能林業機械導入による間伐材搬出促進</u> | ○ | | | | | 11 |
| <u>森林のカスケード利用の推進</u> | ○ | | | | | 11 |
| おおさか間伐材共同収集の日 | | ○ | ○ | ○ | | 12 |
| 府内産間伐材型枠の利用 | | | | | ○ | 12 |
| <u>住宅分野等での利用促進</u> | | | | | ○ | 13 |
| <u>竹資源の有効活用</u> | | | | | ○ | 13 |

1 地域指定型対策 “地域との対話を進めます”

森林機能再生重点地域の指定

地域

- 森林機能再生重点地域の候補地として、平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 力年間、年間 20 箇所、計 100 箇所の現地調査を実施する。



降雨により生じた山腹斜面の崩壊

森林整備方針（案）作成

- 森林機能再生重点地域候補地において、路網整備と間伐材搬出を盛り込んだ、森林整備方針についての方針（案）を作成
- 施業カルテの作成推進

森づくり委員会の設置

- 必要に応じて重点地域内の森林所有者、地域住民、NPO 団体等に働きかけ、協働で森林整備を推進するための森づくり委員会を設置

自然環境回復地域の指定

森林所有者

- 森林機能再生重点地域内で、森林所有者との合意のもと、長期間にわたり森林の管理を推進する必要がある区域について、自然環境保全条例第 27 条の規定による自然環境回復地域に指定し、関係者で森林整備に関する協定を締結する。

平成 19 年～23 年度

- 森林機能再生重点地域候補地選定及び指定**
- 現地調査
 - 森林整備方針（案）を作成

毎年 20 箇所、
合計 100 箇所
選定・調査

- 森林機能再生重点地域指定**
- 放置森林所有者への働きかけ
 - 地域住民への説明会開催
 - 自然環境回復地域の指定
 - 森づくり委員会の立ち上げ
 - 事業の重点実施

平成 24 年度～

- 引き続き森林機能再生重点地域の指定
- 事業の重点実施

山地災害危険地区の府民周知

府民

- ・大阪府内で森林災害が発生するおそれのある危険地区について、マップを作成・公開し、広く府民に周知する。
- ・小規模開発に対する適切な対応方策の検討

アドプトフォレスト制度

企業

- ・「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づくエネルギーの多量消費事業者（特定事業者）にCO₂削減対策の取り組みの一つとして働きかける。



企業による森づくり活動

CO₂吸収量の評価

- ・特定事業者に義務付けられる「温暖化対策計画書」の作成に際し、二酸化炭素の削減対策の一つとして評価

森林CSR評価基準の策定

- ・企業による活動の定着化を促すため、対外的に通用する森林整備活動の評価基準を策定

冒険の森づくり

企業

- ・企業との連携により、次世代を担う子どもたちの育成の場として森林を活用する。
- ・「こども森林活動プログラム集作成検討委員会」を設置し、キッズレンジャーズ・スクールのプログラムを作成する。



中学生による竹林整備活動

公的関与による森林整備

森林所有者

保安林指定の推進

- ・保安林指定を推進し、公的管理により、森林の機能を確保

造林補助制度の活用促進

- ・造林補助制度の利用による間伐を促進

森林の寄付の受け入れ

- ・市町村と協力し、所有者からの森林の寄付の受け入れ体制を構築

2 キャラバン型対策 “森林所有者、府民との対話を進めます”

(1) 森林所有者との対話

森の 119 番相談窓口

森林所有者

- ・放置森林に関する相談窓口として、「森の 119 番相談窓口」を森づくりサポート協議会事務局（各農と緑の総合事務所）に開設する。
- ・窓口の開設を、ホームページ、市町村広報への掲載等により周知する。

放置森林登録制度

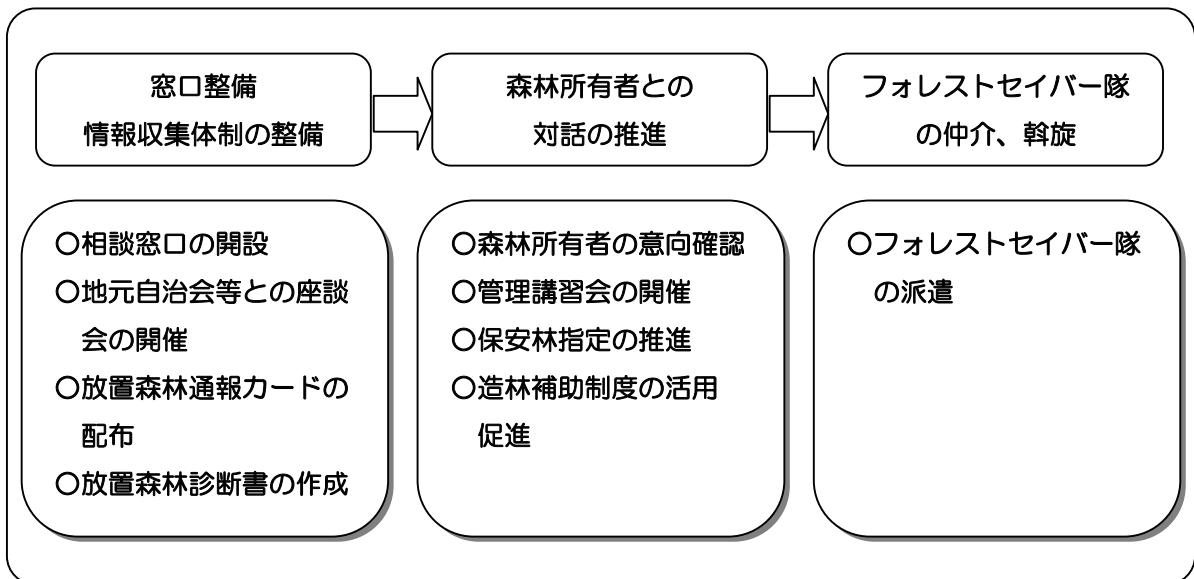
- ・森林所有者では管理困難な森林を登録し、フォレストセイバー隊の派遣について仲介、斡旋

放置森林通報カード

- ・森林保全員※、フォレストセイバー隊に「放置森林通報カード」を配布し、情報提供を依頼

管理講習会の開催

- ・自ら森林を管理する意欲がある所有者を対象にした管理講習会を開催



※森林保全員…知事が森林の保全や管理に精通した府民を任命し、月2回程度、山地のパトロールを行う

(2) 府民との協働

おおさか山の日

地域

府民

NPO

- ・府民一人ひとりが森林の保全に関わっていく府民運動を推進するために、平成17年度から毎年【11月の第2土曜日】をおおさか「山の日」、11月を「山に親しむ推進月間」に定め、府内各地で様々な森づくりイベントを開催する。
- ・森づくりイベント等を活用して、フォレストセイバーチームへの参加や府内産木材利用を啓発する。



おおさか「山の日」
フェスティバル in 二上山

森づくり活動講座の開催

府民

NPO

- ・経験豊富で技術力を持ったNPOや森林ボランティア団体による、府民を対象とした「森づくり活動講座」の開催を支援する。

フォレストセイバー隊の結成

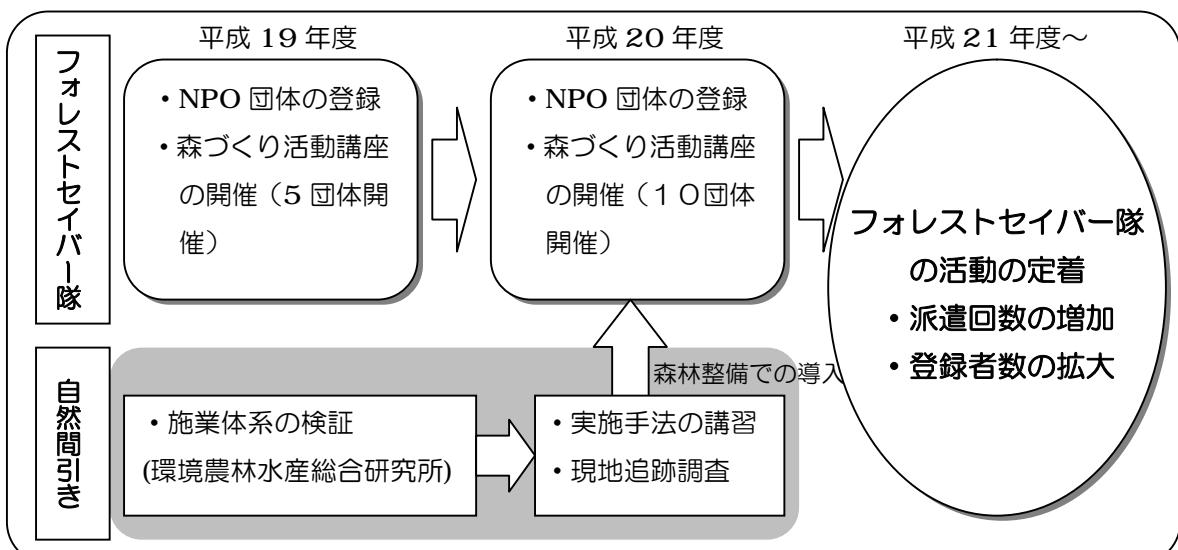
NPO



ボランティアによる間伐作業

自然間引き*

- ・自然間引きの導入に向けて実証調査



*自然間引き…樹皮の一部を剥ぐことにより木の勢いを弱らせ、急激な環境変化を伴わない自然淘汰を助長する方法

ボランティア活動案内窓口

府民

- ・府民が森林ボランティア活動に参加するために必要な情報を提供するため、森づくりサポート協議会事務局に設置する。
- ・既存のNPOや森林ボランティア団体や市町村等による、ボランティア養成講座や一般参加が可能な活動の開催状況等の情報を提供する。



森林ボランティア養成講座

市町村森林ボランティアリーダー養成講座

- ・地域の森林ボランティア活動の中心的役割を担うリーダーとなる人材を育成するため市町村が開催

森林ボランティア団体の活動支援

NPO

- ・森林整備活動に対する造林補助制度の活用を促進する。

森の貯金箱 CO₂

NPO

企業

府民

- ・府民の森林ボランティア活動の関心を高めるため、森林整備活動によるCO₂削減量をポイント換算し、企業が提供するエコ商品と交換できる「森の貯金箱CO₂」制度を学校等との連携を図りながら推進する。

活動内容に応じたCO₂貯金量（生駒の森運営協議会の独自算定方式による例）

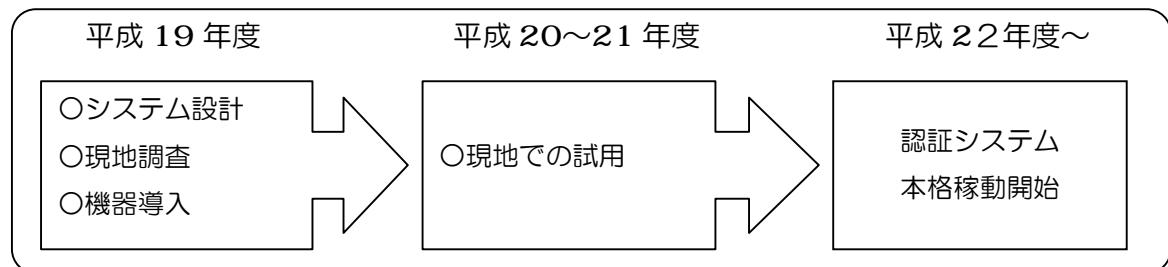
| 作業内容 | 活動単位 | 標準作業量 | CO ₂ 貯金量 |
|-----------|----------|-----------------------------|-----------------------|
| 植林 | 植えた苗木の本数 | 1本あたり | 2 kg-CO ₂ |
| 下刈り | 作業参加回数 | 1回あたり (150 m ²) | 75 kg-CO ₂ |
| 除・間伐・竹林整備 | 作業参加回数 | 1回あたり (100 m ²) | 50 kg-CO ₂ |
| 枝打ち | 作業参加回数 | 1回あたり (100 m ²) | 50 kg-CO ₂ |

3 放置森林発生防止対策 “都市との対話を進めます”

府内産木材認証制度

企業

- ・府内産木材の認証システムを開発し、「顔の見える安全・安心な木材の安定的な供給、流通」を図る。



路網整備や高性能林業機械導入による間伐材搬出促進

森林所有者

- ・造林補助制度の技術基準の見直しにより、「簡易な作業路の開設」を新たに補助対象とし間伐材の搬出を促進する。
- ・作業路整備や高性能林業機械の導入に対する補助を行い、間伐材の搬出・運搬作業の効率化、低コスト化を促進する。

森林のカスケード利用*の推進

森林所有者

企業

- ・間伐材の搬出、運搬に対する補助を行い、森林所有者の経営意欲の向上、搬出運搬の集約化を促進する。
- ・森林所有者や森林組合等の木材生産側と、企業等の利用側による原木や製品、チップ等の安定供給協定の締結を促進することにより、間伐材の安定的・継続的な需給体制の確立を図る。
- ・木質バイオマスの利用促進

平成 19 年度

平成 20 年度

平成 21 年度～

- 対象地域：千早赤阪村
河内長野市
- ・補助事業による出材
喚起
- ・共同出荷体制へ移行
準備

- 対象地域：南河内地域
- ・流域単位での計画的
かつ効率的な搬出運
搬体制の整備

- ・間伐材の搬出、運搬
に対する補助 (H22
～)
- ・安定供給協定の締結
による間伐材需給体
制の構築
- ・森林所有者の経営意
欲の向上

*森林のカスケード利用…資源を 1 回だけの使い切りにするのではなく、使う際に出る残り部分を別の用途に使用するといった多段階（カスケード）に利用することにより、全体の利用効率を向上させる手法

おおさか間伐材共同収集の日

地域

府民

NPO

- NPO や森林ボランティア団体、市町村等との協働により、竹材、間伐材の収集日を設定し、これまで林内に放置されてきた材の搬出利用を促進する。

平成 19 年度

情報提供・推進体制の整備

- 切り捨て間伐材に関する情報収集、提供
- 森林ボランティア団体、市町村等との共同搬出手法の検討、試行

平成 20 ~ 21 年度

間伐材の収集、活用

- 「おおさか間伐材共同収集の日」の制定
- モデル地域の設定、実施

平成 22 年度～

府内全域での取組

- 取組範囲の拡大
- 用途の拡大
- 安定供給協定の締結等による継続的な実施

府内産間伐材型枠の利用

企業

- コンクリート型枠用合板に府内産間伐材を活用する。

公共事業での活用

- 平成 19 年度から 21 年度までの 3 年で、治山事業をはじめとした府発注の公共工事で実証利用を図るとともに、流通体制を整備

民間事業での利用促進

- 平成 22 年をめどに製造、供給ルートを確立し、民間事業での利用に拡大

平成 19 年度

平成 20 年度

平成 21 年度

平成 22 年度～

治山事業での
実証利用

農林水産関連事業での
実証利用

府公共事業での
実証利用
製造・供給ルートの
確立

民間事業での
利用推進

公共事業での
利用拡大

↑
使用量

大阪府木材利用クラブ

企業

- ・木材利用を一層推進するため、木製品の加工・販売に携わっている企業・団体で構成される「大阪府木材利用クラブ」を立ち上げ、企業等の木製品利用を促進する。

CO₂固定量認定証

未来へ引き継ごう
生命育む大阪の山



大阪府

CO₂固定量の評価

- ・地域材を用いた製品の購買者に対し、大阪府がCO₂固定量を認定

「CO₂木づかい証書」

- ・地域材を用いた製品の購買者に対し、「大阪府木材利用クラブ」が利用量に応じたポイント（CO₂木づかい証書）を発行
- ・ポイントを貯めた購買者の依頼により、「大阪府木材利用クラブ」がベンチやプランターなどの木製品を、購買者の名義で公共施設等に寄贈

平成 19 年度

平成 20~21 年度

平成 22 年度~

推進体制の整備

- 大阪府木材利用クラブの立ち上げ**
- ・木製品販売業者に参画を呼びかけ
 - ・地域産材利用木製品の登録

運 用

- 地域材の利用拡大**
- ・地域材の利用を拡大することにより、企業等による木材利用の素地を培う

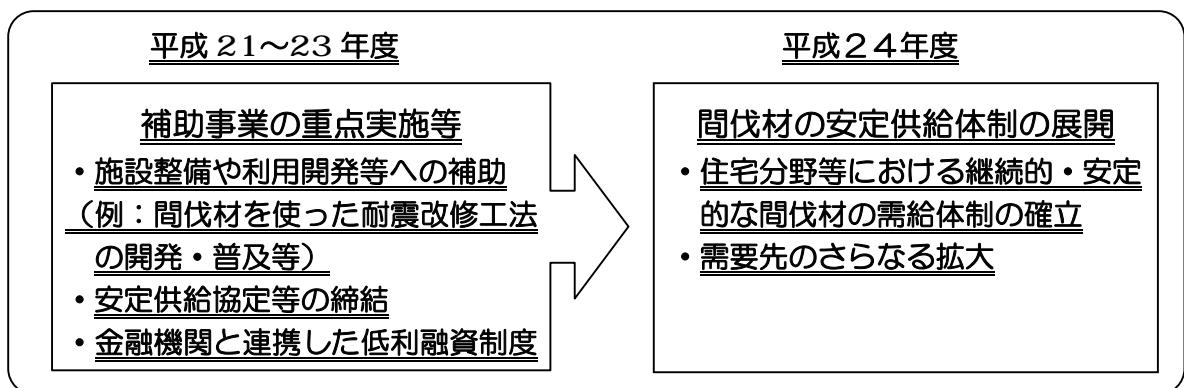
展 開

- 府内産材への転換**
- ・府内産材認証システムの本格稼動に伴い、地域材利用から府内産材利用に移行

住宅分野等での利用促進

企業

- ・住宅・建築分野での府内産材の需要拡大を目的とした、加工流通施設整備や新製品の開発・普及等に対する支援策の推進
- ・府内産材を利用した木造住宅を対象とした低利融資制度等、民間企業と連携した支援策の推進



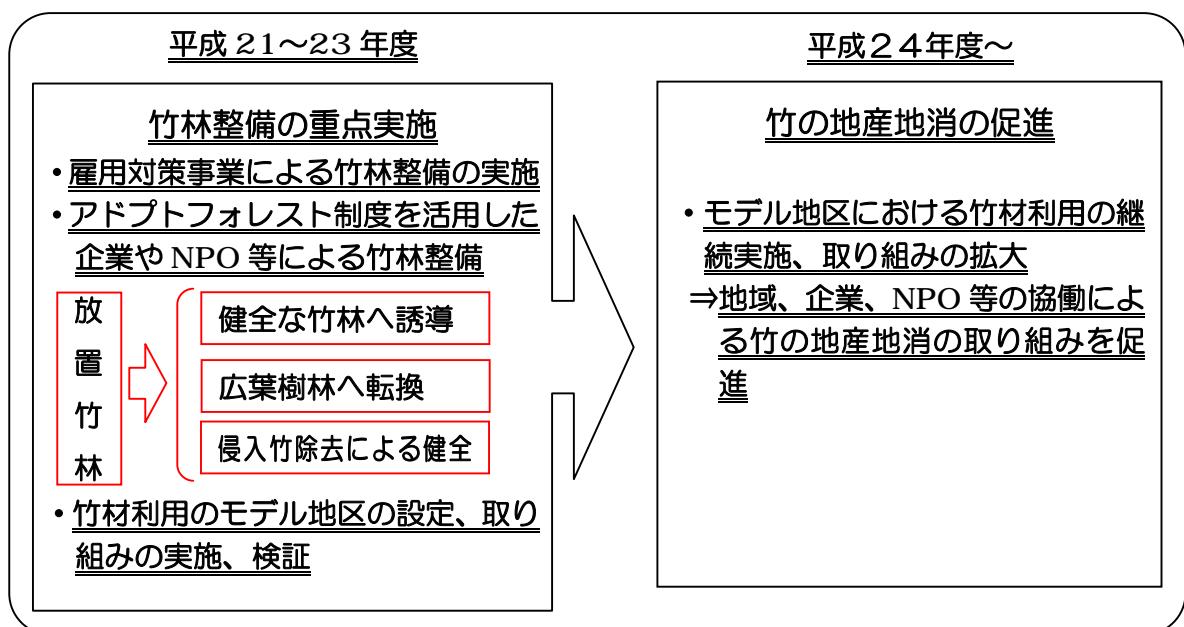
竹資源の有効活用

森林所有者

地域

企業

- ・雇用対策事業による放置竹林整備の重点的な実施
- ・アドプトフォレスト制度を活用した、企業・NPO 等による竹林整備の促進
- ・穂先タケノコの採集や、竹炭・竹チップ等での利用により、竹の地産地消の取り組みを促進



第6 行動計画の進捗状況の検証

- ・計画の実効性を高めるため、毎年度進捗状況を検証するとともに、森林審議会に報告し、内容を精査の上、必要に応じて計画の見直しを図る。

| 数値目標 | 平成 年度の進捗状況 |
|---------------------------------|----------------------|
| 人工林間伐実施面積 | ha |
| 公的関与による間伐実施面積 | ha |
| 竹林整備面積 | ha |
| 森林ボランティア参加数 | のべ 人 |
| 間伐材利用量 | m ³ |
| 具体的取組 | 平成 年度の進捗状況 |
| 森林機能再生重点地域の指定 | 候補地 箇所、 指定 箇所 |
| 自然環境回復地域の指定 | 指定 箇所 |
| 山地災害危険地区の府民周知 | 進捗状況： |
| アドプロトフォレスト制度 | 参加企業数 件 |
| 冒険の森づくり | 実施箇所数 件 |
| 公的関与による森林整備 | 進捗状況： |
| 森の119番相談窓口 | 登録件数 件 |
| おおさか山の日 | イベント参加人数 人 |
| 森づくり活動講座の開催 | 参加人数 人 |
| フォレストセイバー隊の結成 | 団体(人) |
| ボランティア活動案内窓口 | 相談件数 件 |
| 森林ボランティア団体の活動支援 | 助成件数 件 |
| 森の貯金箱 CO ₂ | 通帳発行件数 件 |
| 府内産木材認証制度 | 進捗状況： |
| <u>路網整備や高性能林業機械導入による間伐材搬出促進</u> | 作業路開設延長 m |
| <u>森林のカスケード利用の推進</u> | 搬出木材量 m ³ |
| おおさか間伐材共同収集の日 | 進捗状況： |
| 府内産間伐材型枠の利用 | 使用木材量 m ³ |
| 大阪府木材利用クラブの立ち上げ | 進捗状況： |
| <u>竹資源の有効活用</u> | 進捗状況： |
| (参考) 相談・連絡先 | |

○森づくりサポート協議会事務局

(豊能地域) 里山協議会（北部農と緑の総合事務所池田分室）

TEL 072-752-4111 (内線 363)

E-mail hokubunotomidori-g09@sbox.pref.osaka.lg.jp

(三島地域) 北大阪地区森づくりサポート協議会（北部農と緑の総合事務所）

TEL 072-627-1121 (内線 424)

E-mail hokubunotomidori-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp

(中河内地域) 生駒山系森づくりサポート協議会（中部農と緑の総合事務所）

TEL 072-994-1515 (内線 385)

E-mail chubunotomidori-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp

(南河内地域) 南河内みどりの会議（南河内農と緑の総合事務所）

TEL 0721-25-1131 (内線 211)

E-mail minamikawachinotomidori-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp

(泉州地域) 和泉山系森づくりサポート協議会（泉州農と緑の総合事務所）

TEL 072-439-3601 (内線 285)

E-mail senshunotomidori-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp

○大阪府庁

みどり・都市環境室 みどり推進課 森林整備グループ

TEL 06-6941-0351 (内線 2754)

E-mail midorikankyo@sbox.pref.osaka.lg

